

令和6年9月6日
障害者施策課

江東区基幹相談支援センターの設置・運営（案）

1 相談支援体制における江東区の現状

（１）相談支援事業所を取り巻く状況

- ・事業者間で連絡を取り合う機会が少ない
- ・半数以上の相談支援事業所が相談支援専門員１人職場
- ・障害にとどまらない複合的な問題を抱える困難事例が表面化

（２）求められる施策

- ・総合的・専門的な支援
- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言及び人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組

2 設置概要（案）

（１）設置場所

障害者福祉センター1階(こども発達扇橋センター跡地)

（２）開設時期

令和7年度中

（３）運営形態

区の直営事業

（４）開所日

開所日：月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

3 基幹相談支援センターの設置方針

主に以下の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を果たしていく。

- （１）地域の相談支援事業所に対する指導・助言、人材育成等の事業者支援
- （２）困難事例を中心とした総合的・専門的な相談支援

4 実施する事業内容（案）

（１）地域の相談支援体制の強化

①区内相談支援事業者への訪問の実施

区内相談支援事業者への訪問を実施し、相談支援事業者の現状把握を行い、風通しがよく、互いに顔の見える関係を構築する。

②区内関係機関との連絡調整

関係機関どうしの円滑な連絡・調整をバックアップし、地域ネットワークの構築に取り組む。

③専門的人材育成を目的とした研修等の実施

サービス等利用計画作成をはじめとする相談支援に必要な知識やスキルの習得を目的とした研修や、ケース検討会を実施し、相談支援事業者の専門性の向上を図る。

④地域自立支援協議会、相談支援事業者連絡会への参画

（２）総合的・専門的相談支援

①相談支援事業所への支援

相談支援事業所、相談支援専門員、その他障害福祉に係る事業所等からの相談に応じ、適切な助言・援助を行う。

②困難事例に関する連携・支援

障害福祉サービスの利用だけでは解決が困難であるケースなど、課題解決が特に困難な個別事例について、当事者や事業所、関係機関と連携・調整を行う。

5 区内相談支援体制の各役割

区		相談支援事業所
障害者支援課・保健相談所	基幹相談支援センター	
・これまで通り区民からの個別相談を受ける ・障害者虐待防止センターにおいて、障害者の権利擁護・虐待防止を図る	・個別相談は、区や相談支援事業所へ繋ぎ、状況により専門家と連携を行う ・相談支援事業所に対する支援を行う	・個別の相談支援を行う ・基幹相談支援センターの後方支援を受けながら、相談対応力を高め、障害者の地域生活を支える